

山口県農林水産部所管公共事業の新規事業評価実施要領

第1 目的

山口県農林水産部所管の公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時の評価を実施し、もって効果的・計画的な事業推進を図ることを目的とする。

第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、農林水産部が所管する全ての事業とする。ただし、維持管理事業、災害復旧事業及び局部改良事業等の比較的小規模な事業を除くものとする。

第3 評価を実施する事業

評価を実施する事業は、事業費を予算化しようとする事業とする。

第4 評価の実施及び結果等の公表

1 評価の実施手続

- (1) 評価の実施主体は、各事業所管課とする。
- (2) 評価の実施時期は、原則として当該事業に着手しようとする前年度末までに行うこととする。
- (3) 第2に示す事業において、農林事務所、下関水産振興局及び水産事務所（以下「出先機関」という。）は、評価に係る資料の作成を行うものとする。
- (4) 各事業所管課は、出先機関が提出した評価に係る資料に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

2 評価結果等の公開

各事業所管課は、新規箇所の評価結果を公表する。公表の時期は、基本的に年度予算が成立した後とする。

第5 評価の方法

1 評価手法

(1) 評価手法の策定

農林水産部に公共事業の評価システムに関する農林水産部評価システム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

各事業所管課は、国が示す評価手法を参考として、県評価手法を策定し、検討委員会に報告するものとする。検討委員会は、必要に応じて、各事業ごとの評価手法の調整を行うものとする。

(2) 評価の視点

評価を行う際の視点は次のとおりとする。

- ① 事業を巡る社会経済状況
- ② 費用対効果分析
- ③ 代替案の可能性

第6 その他

1 市町に対する要請

県は、市町に対して、評価体制、評価手法の整備を要請するものとする。

2 事業ごとの実施要領の細目

各事業所管課は、本要領に基づき、各事業ごとの新規事業採択時の評価についての実施要領の細目を定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年10月 1日から施行する。
- 2 この要領は、平成19年11月30日から施行する。